

〈研究ノート〉

環境に関する権利

大澤 正治

Rights to Environment

Osawa, Masaharu

Abstract

The relation between the environment and human being has led to various interests about 'Rights to Environment' –which raises the possibility of formulating claims which should relate to the environment in terms of human basic rights. As well as the case law concerned with certain human rights, we should find environmental treaties with provisions on freedom of information and similar guarantees and a discussion of the advantages of adding a bread 'Rights to Environment' to the list of traditional human rights. This paper discusses the value of rights, the rights we have, who can have rights issues of determinacy and consistency who bears the corresponding obligations, and the relationship between different rights.

1. はじめに

環境の定義、環境権とはどのようなことかは後で検討するとして、先ず、一般論として、権利と義務との関係から考える。

一人の人間が権利を行使する (may) ためには果たさなければならない

(must) 義務という責任がある。また、一人の人間にとってのこのような表裏一体の自由な関係を社会全体でみれば、複数の人々が権利を行使する自由の集合が社会の活動を支えている一方、社会は複数の人々が自由を行使することで混雑がおきないように、規律により社会全体でその自由を保つ秩序が必要となる。その規律は社会が主体として実現する他に、一人一人の義務により果たすことも合わせて効果を発揮する。社会を保つ秩序のなかには人々に制限を求めることも含まれる。義務の中には一人一人が自らを制することも含まれる。社会の規律の一翼を担う一人一人の義務が果たされなければ、権利を守る自由は減少し、守ってもらえる権利も小さくなると考えることができる。

一人の人間としての権利はその人間が属する社会との関わりが重要であり、社会の使命はその権利が妨害されてしまうことを排除し、いかにその権利を守るかである。権利者が義務を果たすことはもちろん、社会がその権利を守ることに積極的であればその権利の範囲は広がるといえる。

経済学の視点からみれば、権利を守るために要する費用は社会の大きさを表現し、その社会に住む人々の権利の大きさを推測することができる。そして、経済学はその費用の負担者がだれであるかに大きな関心を寄せることになる。当然、権利の行使者にも自ら負担すべき費用がある。それが義務であり責任である。経済学の見方では、その費用の負担をもって人の権利とみる。

一人の人間からみれば権利は義務との表裏の関係にあるが、社会全体でみれば一人の人間の権利はその人の責任と社会全体の責任との関係にあり、社会全体の責任で人間の権利を守っているということになる。権利は一人の人間のその表裏一体の義務、責任だけで守っているのではない、社会が守りに加わることが必要となる。

環境権が必要であるか否かは社会が環境をどこまで守り、人が権利との関係からどこまで守る義務を負うのかの見極め次第となる。

「自由」という概念からみれば、自由には「**社会（国家）からの（from）自由**」と「**社会（国家）による（by）自由**」とがある。前者がこれまでに述べてきた権利を一人一人が行使できる自由であり、後者は社会がその権利を守ることであり、権利者からみれば、社会によって権利を他者に邪魔されないように守ってもらえるという自由である。

社会（国家）が人々の権利を自由に行使できるように守るとは、他者による何らかの行動が自由な権利を阻止すること、障害物の侵入を防ぐフェンスを張るようなことである。権利を行使する人の義務を強く求めるということは、その社会（国家）によるフェンスが強固であり、一方、緩やかなセーフティネットのようなものは人々の責任をサポートしていることになる。社会によるフェンスが小さくなれば、果たす義務が大きなものになり、権利の自由は大きくなり、社会（国家）から束縛されなくなる。

このような権利と義務の表裏一体の関係は、言論の自由にに基づき、社会からの束縛をふり払って情報公開を求めて人が真実を知ろうとする権利と、様々なハラスメントなど妨害を社会によって排除することを求めて自らのプライバシーを守ること即ち他人のプライバシーを守るすなわち侵入しない義務との関係からも理解できる。

一般的に、プライバシーを守ることについてはプライバシー権とよばれ、権利のように理解されているが、プライバシーは社会（国家）によって（by）様々な観点から守ってもらうべきこと、つまり、社会（国家）が主語となるべきことであり、社会（国家）の束縛から（from）解放され、一人の人間が主語となるべき権利ではない。従って、プライバシー権は、いわゆる権利ではなく、社会（国家）の一員として責任をもたないと得られないところの権利（すなわち義務に近い権利）と理解すべきである。

経済学からみれば、プライバシー権は費用をかけてもかけなくともよいわけではなく、鍵をかけるなど費用が発生することで、費用の分担をすべきこと（must）が求められることで、行使できる（may）ことではないと考え

る。

話を戻して、環境権に関して、一人の人間からみれば、(may) と (must) との均衡を検討する観点と、社会（国家）としての費用の分担を検討する観点が重要であることを先ず、述べておきたい。

とくに、環境は大きくて、複雑である。環境に関して人々の権利が混雑をおこさないように調整する費用はかなりかかり、とても一人の義務ではまかないきれず、社会としての負担が大きくなることが重要な特徴である。この費用分担が上手く調整されることが一人の人間の環境権の重要性が理解されることが大事であり、このことが環境権をまもることにつながる認識が重要と考える。

2. 環境権のとらえ方, 幸福追求権と生存権

わが国における環境に関する法体系の基礎となっている環境基本法では、環境法の基本原則を定めた第3条において「環境の恵沢」の享受と継承等として、環境について「人間の健康で文化的な生活に欠くことにできないもの」と定めており、そのために、環境の保全が必要とのロジックを示している。

ここで注意すべきは、環境と人間の関係を基準として環境をとらえているので、人間が係わらない自然環境は環境に関する法体系の対象ではないと考

環境基本法

〈環境の恵沢の享受と継承等〉

第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。

環境に関する権利

えていることである。即ち、大きな自然環境のうち一部について人々の間で考えるべき環境と考えているということである。

「人は環境の恵みを受け、環境によって人は守られている。」

このロジックでは、前者が権利であり、後者が義務と考えることができる。自らのためだけではなく、他者のために社会の一員として環境を守らない状況が発生すると前者の権利が不安定となる。このように考えると後者を自らのためだけではなく、他者のために社会の一員として環境を守らない状況が発生すると前者の権利が不安定となる。この不安定について一人の人間の環境権と社会との関係から注視することが重要となる。

権利が義務と均衡するかどうかについては、本稿の中心課題として検討するとして、ここでは、人間が環境の恵みを受けることのできる権利についての考え方について検討する。

わが国において環境権の概念は憲法では特定されていない。

一般的に、人間が環境の恵みを受けることのできる根拠は、自由権の性格として憲法第13条の幸福追求権と社会権、そして憲法第25条の生存権の組み合わせと考えられている。

[憲法13条] すべての国民は個人として尊重される。生命自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

[憲法25条] すべての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。
2. 国はすべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生存権は、生きていくための「最低限の」Basic Human Needsに基づくのに対して、幸福追求権は暮らしていくために必要なことに基づいている。

環境基本法第3条によれば、環境保全とは、「健全で恵み豊かなものにして維持すること」と定義され、良質であることが要請されている。さらに、憲法25条は平等権であり、一人一人の生存権、幸福追求権を社会としてと

らえることの重要な原則となる。

生存権と幸福追求権を比べると、一人の人間が主張する内容は幸福追求権では豊富であり、その豊富さを維持するために、社会によって束縛されない自由の確保が必要となる。従って、幸福追求権は**社会（国家）からの自由**の要素が強い。一方、生存権は一人の人間がその権利を主張するための力は強いがメニューは少なく、社会（国家）が人々を守らなければならないことが多く、**社会（国家）による自由**の要素が強い。

このように考えると、幸福追求権については人々が行使する権利の要素が濃く、生存権は、その権利が育つために果たすべき社会（国家）の義務（責任）の要素が濃いとみなすことができる。

もつとも、幸福追求権に対して必要な社会（国家）による自由は様々な環境政策によって担保されなければならないが、幸福追求権の行使する者が自ら義務を果たすことで獲得しなければならない自由も多い。

生存権と幸福追求権のイメージ

	社会（国家）からの自由	社会（国家）による自由
生存権 (憲法25条)		
幸福追求権 (憲法13条)		
	〈権利〉	〈義務〉

いわゆる権利という概念で主体的に人々が行えるのは幸福追求権であり、生存権はいわゆる権利というよりも、社会（国家）によって用意されるべき当然の権利と考えることもできる。

環境をめぐる人々の権利は憲法13条で捉えるべき権利と憲法25条でとらえるべき権利が複合されているということになる。これまで述べてきたこと

環境に関する権利

から、それぞれの権利の自由のとらえ方から人々が主体となる権利と社会（国家）が主体として守りながら人々の主体性を考えるべき権利があり、それぞれの義務（責任）との均衡が重要となる。

ここで再び、「人は環境の恵みを受け、環境によって人は守られている」ことに戻る。環境の恵みとは環境からの産物、食物であり、様々な資源である。環境の恵みを受ける権利調整するために資源の配分をめぐって市場への平等と公平さが重要となってくる。この調整を受けることが幸福追求権に求められる義務（責任）である。

一方、生存権は、大雑把に言えば、環境によって人は守られることの達成である。権利ということよりも当然の Basic Human Needs である。

環境に関する幸福追求権と生存権の均衡

環境権の根拠	社会の発展 →
幸福追求権	
生存権	
環境権の根拠	社会の緊張関係 (強) → (緩)
幸福追求権	
生存権	

生存権から環境権にアプローチすると、社会（国家）による費用負担を頼りにする傾向が強まる。経済学からみれば生存権から環境権をみれば、大きな政府による環境政策により期待することになり、幸福追求権から環境権をみれば、小さな政府による環境政策により期待することになる。

環境に対する幸福追求権と生存権のバランスは社会の経済発展により、社会の緊張関係によって異なってくる。幸福追求権は社会（国家）からの自由
に依存することから、幸福追求権の重視は**社会（国家）からの自由の拡大**といえる。

3. 環境権の効用

環境権は、①環境の恵みを受けること、②環境によって人が守られることの有効性を求め、その設定に関する議論が展開している。

しかしながら、これらの目的を達成するためには、環境と人間との関係の環境権を支える様々な観点からの配慮が必要となる。その様々な観点の論点は環境の大きさと不確実性に由来している。人間にとって環境はあまりにも大きく、わからないこと、予測を超えることがしばしば起っている。

このことから①環境を地理的ゾーニング及び時間の経過によって対象範囲を特定すること、②権利の行使にあたって人々の協力により複数の人間が力を合わせて対処することを視野に入れること、③環境に関する情報（予測情報も含む）の非対称性を排除する支援が環境権の考え方を有効にするために必要となる。これらの支援が困難であると環境権の設定の有効性はえられない。環境権に関する議論はこのところが焦点となる。

(1) 地理と時間の範囲の設定

環境は気象や地形などの環境要素などの組み合わせにより様々な事象が起り、その事象は環境要素及びその組み合わせの変化の影響を受ける。その

影響が及ぶことを環境の外部性と呼んでいる。

環境の外部性に対処するためには、環境経済学では、環境の事象及びその変化が他者に及ぶ場合、その原因者がその変化に伴う費用を負担する**外部性の内部化**を基本的な原則と考えている。この外部性の影響が及ぶ他者を特定する観点からも範囲の設定が重要となり、場所を地理軸によってまた時間を時間軸によって範囲を定めないと環境をとらえることはできない。

環境要因の組み合わせということは、個々の環境要素だけを見るのではなく各要素を相対的に視野を広げて見るということであるが、地理的に時間的に環境の地域固有性をとらえることで範囲の設定をおこない、影響の因果関係をはっきりさせることが必要となる。影響の因果関係を環境権で表現することになるので、環境の事象という無限なことに対して、人を介在させて環境をとらえる環境権のため、範囲を定め、環境と人、人と人との因果関係を見極めるといふ人を中心とした論理が重要となる。

環境経済学はその範囲を設定した上で環境要素の密度（あるいは濃度）に注目して混雑という観点で環境容量を重視している。環境容量に未達な場合と達している場合では環境対策は異なる。いわゆる環境保全と人々の経済活動の関係が、環境容量に未達な場合は経済活動を優先し、環境容量に達する場合は環境保全を優先するべきである。

人々による環境権を検討するにあたっては、環境要素を相対的に分析することに加えて人と環境の関係についても環境容量による相対的理解のもと、動態的にとらえることが重要となる。

環境の恵みを受け、環境を保全するという関係だけではなく、前述した外部性の内部化を実現するために、環境を介した人と人との関係を把握することが重要となる。

環境容量に注目することは範囲のなかの環境要素の組み合わせに注目することであり、個々の環境要素の情報だけではなく、要素の組み合わせによって起こる事象の情報に加えて、人間（及び人間による経済活動）と環境との

組み合わせに関する情報の収集、分析が前提として必要となる。

わが国の環境基本法では、地方自治体が政策を策定し、実施する責務を定めているが、地方自治体の行政上の範囲と環境の範囲の違いを理解しておくことが大事である。

また、環境問題については、環境問題への対処に連動する社会経済との関連から地球規模の環境問題と地域規模の環境問題にわけることが重要となっている。前者は国同士の国際問題を基礎として、後者は地域コミュニティ問題を基礎とした環境対策を考えなければならない。このことも地球規模、地域規模という範囲の設定が前提となることで、それぞれの範囲の中での社会的な強者と弱者の権利調整が大事となる。

要は、一人一人の権利を行使する範囲が明確に分離されていないことがしばしばあり、範囲が重なる事による調整も必要となるために自然環境そのものの範囲の他、人々の調整が合理的に進む範囲設定が重要となる。もっとも、範囲の設定は重要であるが、難しく、範囲がどうしても流動的であり、固定されないことへの対処も必要となる。

最後に範囲の設定ができれば、その範囲を市場とみなし、環境権の取引が可能となることを述べておきたい。そのためには固定できない範囲を強引に設定する合意が現実には必要となる。二酸化炭素排出権取引も地球規模における環境をめぐる範囲設定から始まることである。

(2) 人々の協力

環境に対して一人の人間が対座し、対処することは難しく、不可能と考えられる。

このために、環境を介して人と人との対立が無視できず、あるいは協力する様々な関係が存在し、経済学など社会科学が環境について考えるためには、一人一人ではなく人々が協力する集団単位で考えることが必要となる。

環境の恵みを受けるということは正の取り引きであり、ともに環境汚染な

環境に関する権利

ど環境問題を被ることはその対策費用の負担をめぐる負の取り引きとなる。このような取り引きを市場を行う観点からすれば資源の配分、所得の分配をめぐって人々は対立関係にあるが、市場における同じ立場に立つ協力関係でもある。しかしながら、「対立」にしても「協力」にしてもその根拠として、前述したような範囲がはっきりすることが前提となる。

通常の経済的取り引きでは、自由権に基づき、人々の経済活動の自由が財産権によって補償され、財産権に準用して情報の公平性が保たれている。このことにならうと、環境に関する正負の取り引きも環境権によって保障されることが期待される。

とくに、環境事象及びその変化の外部性が他人の範囲に及ぶ場合、権利の調整の有効性を高めるために、環境権による範囲設定に基づき環境の内部化をとらえ、その認識の共有化をはかることが要請される。

一方、「環境の恵みを受ける」ことが人々の対立関係を基本とするのに対して、「環境によって人が守られる」ことについては、同じ目的を意識することによって人々は容易に協力しようと動き始める。環境によって人々が守られるために、人々が環境も守るための環境活動に市民参加し、あるいは情報公開を求めて情報の共有化を進める。

その歴史は大変に古い。人間は環境の中で暮らしているということを考えると、人間による社会生活のはじまり、集団での生活のはじまりが環境に対して人々が協力する始まりである。具体的にはムラの始まりは、その核として宗教があるが、宗教は自然崇拜から始まるので、人々がムラに集うことは、神イコール自然のもとで人々が協力することである。そして、村に集まる人々は、そこで自然資源の恵みをめぐる配分を決め、村全体の発展による所得の配分がなされていた。ムラに集まる人々は協力とともに権利、義務のアロケーションも行われていた。協力と権利、義務のアロケーションの関係は地形など自然環境の固有性に影響を受け、地域によって異なっていたはずである。

しかしながら、その後の社会の発展は、異なる地域間の地域差を超える交流により、協力と権利、義務のアロケーションの地域ごとの特徴が薄らぐことになるとともに、協力と権利・義務の一体感も薄らぎ、その一体感は複雑な構造になりながら、発展してきたと考えることができる。

つまり、協力と権利・義務による対立のつながりは人間の暮らしのはじめの頃にくらべてあいまいになっていると考えることができる。

次に、このように、「対立」と分離されて発展した環境に対する人々の「協力」について、わが国の環境対策の近代史からみることにする。

環境汚染を告発し、環境問題を訴えた祖と位置づけられる足尾鉾山鉾毒事件は田中正造が先頭に立ち人々が追随しており、人々の協力とは言い難い。

自由と民主主義の概念が普及した近代においては、配分を行う協力ではなく、環境をみんなで守るために協力の知恵を求めた協力が発展した。

20世紀前半、わが国では、国立公園の環境保全と開発の論争に基づき、尾瀬の自然保護運動を契機に有志の人々が組織化された日本自然保護協会などが主導した自然保護運動は、1970年代の高度成長に伴う公害問題の住民運動に連鎖することになった。

人々が協力する社会運動には、大きくわけて住民運動と市民運動がある。住民運動は関連する地域に住む人々によるが共通の課題に対処するために協力する社会運動である。人々の自由を連動させることによる協力である。一方、市民運動は地域に限定することなく共通社会的課題を核とする社会運動であり、地域に限定しないことによる結束力を民主主義に頼ることになる。権利・義務の関係からみると、住民運動の方が市民運動に比べて地縁に基づく権利と義務のつながりが強いといえる。

公害問題は、環境汚染の地域における同じ被害を負う人々が協力しあう社会運動であり、典型的な住民運動である。

わが国の公害問題に対する住民運動をみると、典型的な住民運動の協力の輪が広がり、対象地域にかかわらず参加者が増え、市民運動化していく傾向

環境に関する権利

がみられた。

公害被害が住民運動によって広く知れわたることにより、地域を超えて共鳴を呼んだためと言えるが、公害問題の住民運動が被害者の共通する被害に対して、被害をまとめ集団としての被害に対して異議申し立てをおこなう阻止・抵抗型の住民運動としての性格がその「阻止・抵抗」の力を強めるために共闘者を多く集めることにつながっていると考えることができる。しかしながら、環境問題への住民運動の市民連動化は環境問題から論点が離れがちであり、環境権でとらえることが難しいと考えられる。

このような社会運動につながる環境問題の住民運動による協力は、世界的

わが国の四大公害と住民運動

	水俣病	新潟水俣病	イタイイタイ病	四日市ぜんそく
発生時期	1956年に 公式設定	1965年	1910年頃	1959年頃
発生地域	熊本県水俣市 不知火海沿岸	新潟県 阿賀野川流域	富山県 神通川流域	三重県四日市市
起因企画	新日本窒素肥料	昭和電工	三井金属鉱業 神岡鉱山亜鉛精錬所	石原産業、中部電力、昭和四日市石油、三菱油化、三菱化成工業、三菱モンサント化成
原因物質	メチル水銀化合物	メチル水銀化合物	カドミウム	硫黄酸化物
環境汚濁	水質	水質	水質	大気
裁判提訴	1969年	1967年	1968年	1967年
争点	被告の責任	因果関係 被告の責任	因果関係	共同不法行為の成立 因果関係 被告の責任
判決	1973年3月 患者側全面勝訴 被告の過失責任に基づく損害賠償	1971年9月 患者側全面勝訴 因果関係認定、被告の過失責任に基づく損害賠償	1972年7月 患者側全面勝訴 因果関係、被告の過失責任に基づく損害賠償	1972年8月 患者側全面勝訴 共同不法行為、被告の過失責任に基づく損害賠償

大澤正治作成

な核不拡散の視野も必要な原子力問題立地問題に継承された。

一方、公害問題を機会に発達した地域に基盤をおく環境に関する住民運動は、環境アセスメントなどへの参画など限定した地域内での住民参加型としても発達した。しかしながら、住民参加型住民運動は、環境を守る共通の意識で協力しやすくみえるが、NIMBY (Not In My Back-Yard) 問題が一人一人の環境の恵みを受ける受益と守るべき環境の範囲の違いに由来しており、住民運動による人々の協力の限界となっている。

この限界に対処するためには環境権の設定は有効と考えられる。

人々の協力は環境権によって調整されながら、これまで以上の効果が発揮されることが期待される。

さらに、環境問題への対応は、その被害の大きさを考えると、予防の考え方が重要となるが、公害問題の住民運動は被害者の集まりであり、被害の確認から始まることになるために、予防への対処となると被害の想定をどう考えるかの見極めが問題となり、予防する必要があるかどうかの議論にもなる。予防する必要がないとしたら、協力のために人々が集まる必要もないと考えることができ、協力すること自体の意義が改めて問われることになる。

2017年に、組織犯罪処罰法の組織的な犯罪の共謀罪を加えることになったが、テロ等を社会的な治安を対象とするものの、環境に関する住民活動の市民活動化、あるいは住民運動の予防が意義をめぐる論点が環境対策に関する人々の協力にブレーキをかけることにつながる懸念（2013年、風力発電所建設をめぐる大垣市民事件）がある。このためにも環境権設定による環境に対する人々の権利及び社会参加の保証が大事となる。

(3) 環境情報

地理と時間の範囲の設定における環境要素の因果関係、環境に対座する人々の協力関係も、情報によってその意味が付与され、その情報によりはじめて環境のことがわかってくる。情報によってはじめて環境を動的にとら

環境に関する権利

えることができる。情報は血液のようなものである。

しかしながら、環境に関する情報はわからないことが多く、不確実性な事が多く、不確実な情報に関する性質を理解しておくことが重要となる。

確かな情報は人々を確実につなぐが、不確実な情報では人と人はつながらない。人と環境の関係についても同様のことが言える。

人と人とが情報でつながる限り、不確実な情報が流通しないように、不確実性が発生する諸々の変化がおきないように管理することが大事となり、いわば確実な情報が流通することは管理しやすい閉鎖型社会を構成するための必要条件と考えられる。

確実な情報はだれが見ても解釈に大差がないことから情報公開が引き起こす問題は少なく、このような情報は公共財のように他人をブロックする費用を負担せずにアクセスできる公開性の高い性格であると考えられる。

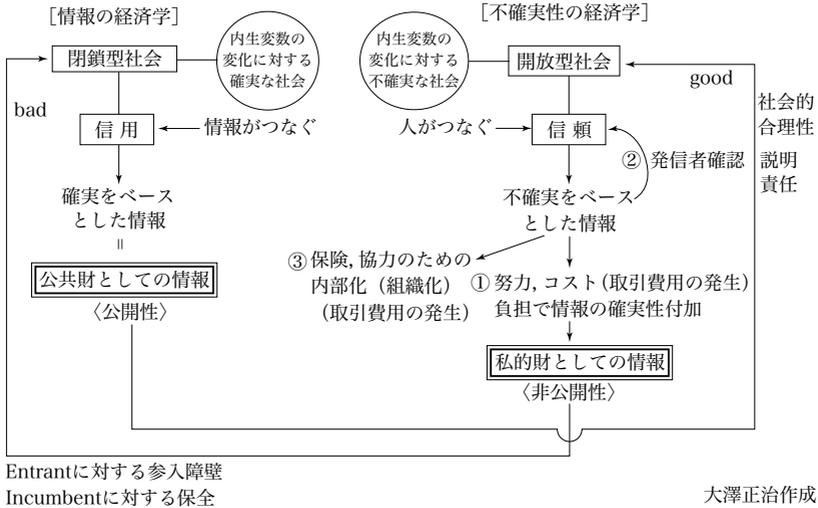
一方、不確実な情報は人によって解釈は異なる。その解釈される価値は、その不確実な情報は人の工夫の仕方、費用のかけ方によって、変わることになる。費用をかけるほど、不確実さが確実さに近づくとも考えることもできる。従って、だれにとっても同じ公共財の情報ではなく、私的財としての情報であり、負担した費用を保障する観点から非公開性の強い性格であるといえる。非公開性とは排除という意味ではなく、情報に価格がつき、取引可能であり、経済活動の自由により、その情報の使用、受益、処分（公開するか否か）が個人に委ねられることになる。

不確実な情報の管理者は社会ではなく、一人一人の個人の責任のもと管理されるべきであり、出入り自由な開放型社会を構成する必要条件となるといえる。

もっとも実際の社会では、公共財としての情報と私的財としての情報が交錯しているだけに、公共財としての情報の公開と私的財としての情報の非公開の使い分けが重要となる。

環境情報に関して不確実性が強いということは、私的財の情報として情報

公共財としての情報と私的財としての情報



の非公開の管理が大事となり、情報の取り引き（流通）を活発におこない、情報の非対称性に対処することが大切となる。

情報の取り引きは何を根拠におこなうべきかと考えると環境権の範囲と情報の範囲の整合をはかっておくことの重要性が理解できる。

わが国における産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）や有害化学物質排出目録制度（日本におけるPRTR（環境汚染物質排出・移動登録））は、廃棄物に関する情報のトレースに関する制度であり、廃棄物に関する権利の移転と環境情報の変化の整合をはかる狙いである。廃棄物の所有権が不明確であれば環境情報の把握が難しくなり、環境情報の不確実性がさらに高まることになる。

環境権を設定することが環境情報の不確実性を減少させることにつながるが、私的財の情報に対して環境の公共性を根拠に公開性を求めることになる。私的財の情報に関して公共財の情報としての性格に適合することを求めることは無理なことであることには注意を必要とする。

環境に関する権利

環境権により環境に対する人々の自由を認めながら、情報に関しては自由を制限し、公開性を求めることになるため、そのルールづくりには公開性の範囲、内容及び情報提供者の私権を保障するなど慎重さが必要となる。

その公開性に慎重に対処するためには、実績としての情報と予測としての情報を明確に仕わけし、前者については確実な情報、後者については不確実な情報との認識に立ち、前者に関して公共財情報として公開の合理性を求め、後者について環境権に基づき、情報所有の権利も認めながらの情報流通を進める公開性を求めるべきである。

4. 未然防止原則・予防原則

かけがえのない地球環境、取りかえしのつかない環境破壊のことを考え、予防原則が必要であると一般的に考えられている。

経済学からみると、環境対策費用を現代から将来にかけての時間軸で検討すると、事後より事前に予防することが合理的であるということが多く見受けられる。ただし、この予防原則にはいつ、どのような形で起こるのか確率を考え合わせる必要がある。

事前の対策としては、未然防止原則と予防原則がある。予防原則は科学的不確実性の確率を考え合わせる必要がある。未然防止原則と比べて予防原則は確率論におけるリスクへの対処の考え方が入ってくる。

予防原則の考え方は、20世紀後半、とくに、1980年代から国際的に普及し、現在では、様々な環境対策の国際的合意に含まれるようになってきてい

環境と開発に関するリオ宣言（環境省訳）

第15原則

環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。

る。

その予防原則の概念は、1992年地球サミット（国連環境開発会議）で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」第15原則が定着している。

予防原則は、費用対効果を考える経済学のアプローチを重視した考え方であるが、時間の経過を費用換算すること、将来の技術開発による経済合理性を反映することなどの課題があるが、これらの課題も含めて起こるか否かのリスクの評価が最大の課題である。とくに、科学的には不確実性のある場合のリスクをいかに回避するかである。予防原則を環境権に準拠する原則で適用してもリスクシェアの負担を対策費用の負担と同じように考えるべきかの課題がある。

そもそも、将来のリスクをどう見るかは、例えば、どれだけ将来の備えをするかなど個人個人の幅のあるところであり、社会的なスタンダードを設定することが難しい。

(The 12 late lessons)

- ① 「不確実性」と同様に「無知」であることに対しても対応すること
- ② 早期に気付くため、環境と健康に関する長期にわたる適切なモニタリング調査と研究を行うこと
- ③ 科学的知見の盲点やギャップを特定し、削減すること
- ④ 知見を得る上での複数の学問分野にまたがる障害を特定し、削減すること
- ⑤ 現実世界の条件を適切に考慮すること
- ⑥ 潜在的なリスクとともに正当化や便益の主張を体系的に精査すること
- ⑦ 評価されている選択肢の他にニーズを満たす代替策の範囲を検証し、予期せぬコストを最小化し技術革新の利益を最大化するため、健全性、多様性、適応性の高い技術を促進すること
- ⑧ 専門家の知識とともに素人や地域レベルの知識も活用すること
- ⑨ 異なった社会集団の意見や価値を充分考慮に入れること
- ⑩ 規制当局は経済的若しくは政治的な特定の利害から常に独立していること
- ⑪ 学習や活動に対する制度上の障害を特定し、削減すること
- ⑫ 懸念すべき正当な根拠がある場合、潜在的な害を軽減するために行動し、「分析による停滞」を避けること

(EEAによる)

環境に関する権利

日本や米国は EU に比べて科学的根拠のない不確実性に予防原則を適用することは慎重である。

EEA (European Environment Agency) ヨーロッパ環境庁は、リスク、不確実性、無知のそれぞれの概念を用いて、2002年に、予防原則の考え方を「The 12 late lessons」としてとりまとめている。

予防原則を徹底するためには、予知が前提となることも考え合わせると、環境情報の流通が前提となる。そして、予防原則の実施は費用を事前に負担するだけではなく、将来に向けた見方の普遍性、説得性を求めて、環境に対して行う行為の影響を事前に説明し、費用負担の妥当性を証明する責任も求められる。

環境に対する権利として、このような予防原則に基づく責任も求めるならば、環境に対する権利である環境権をどのように考えるべきかの課題がある。個々の環境権に対して、将来の不確実なリスクが発生する確率への対応

「予防」に関する考え方の比較

	リオ宣言第 15 原則	日本 (環境基本計画(生物多様性戦略))	米国 (OM日グラハム局長スピーチ)	EU (予防原則に関するコミュニケーション)
基本的考え方	予防的方針は、環境を保護するため、各国により、その能力に応じて広く適用。	予防的方針は環境政策の基本的指針。	予防は必要かつ有用な概念。しかし、普遍的な「予防原則」は存在しない。また、ゼロリスクの実現は不可能だという点を曖昧にすべきではない。	予防原則の適用は、欧州委員会が実施する政策の重要な柱。
適用の背景(想定される悪影響)	深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合。	長期間にわたる極めて深刻な影響あるいは不可逆的な影響をもたらすおそれがある場合。	警告された危険が後から確認されたり、予想以上に悪いと分かることがある点(但し警告は外れることが多い)。	ある現象、製品、プロセスから発生する潜在的に危険な効果が特定されている場合。
適用の背景(科学的確実性との関係)	完全な科学的確実性が欠如。	完全な科学的確実性が欠如。科学的知見が十分に蓄積されていないことからの、発生した仕様の規制や影響の予測が必ずしも十分に行われていない。	実質的な科学的な不確実性。問題となっているハザードについて、鍵となる科学的問題を科学が解決する以前の段階にある場合。	科学的な評価によってリスクを十分な確実性をもって決定できない。
適用の要件(科学的評価の位置づけ)		科学的知見の充実に努めながら、必要に応じて適用。定量的な確率リスク評価ができていない段階であっても、関係者が化学物質に関する情報を共有しながら、全ての者が各々の立場でより理解リスクを低減できるようにして「こう」という流れが国際的に定着。	事前に有害性に関する科学的評価を実施すべき。可能であれば、代替的な予防的措置の有用性、リスク、費用の公式的分析を先行すべき。	可能な限り科学的評価を伴って始めるべき。可能であれば、各段階で科学的な不確実性の程度を確認すべき。
適用の要件(その他)	環境悪化を防止するための費用対効果が大きいこと	化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進することにより、情報を共有して広く社会全体の共通理解を促進し、環境リスクの管理に関する政策決定についての社会的な合意形成のための基盤を構築することが極めて重要	科学的及び手続的なセーフガードを組み込む必要あり。公正さ、公平さ、大衆の参加に必要ある科学的リスク管理に反映されるべき。なお、行きすぎた予防により、技術的なイノベーションを阻害すべきではない。	選択された保護のレベルに「比例的な」措置であること、「無差別」に適用されること、既にとられた同様の措置と「整合的」であること、措置の有用性に関する「現在の費用-便益の審査」に基づくこと、新しい科学的データに照らして「再評価」を受けること、より強制的なリスク評価に必要な「科学的証拠」を生み出す責任範囲が可能であること
手法の範囲		個々の問題に即し、化学物質対策に関する研究や技術開発の推進、PRTR制度やMSDSの活用、事業者による自主的な取組の促進や規制的手法の活用などの様々な手法を用いる。化学物質の安全性などに関連した情報を正確かつわかりやすく公開することや法所管などにより、より安全な化学物質への代替や、安全性の高い製造プロセスへの転換を促進。	予防的手段は広範囲にわたる。禁止や製品規制から教育、市場主導的改革への警告といったものまで幅がある。あるリスクをゼロより低減するためのターゲットを絞った研究プログラムの開始も予防的な措置である。	法的拘束力のある措置や規制プロジェクト、あるいは勧告などを含む幅広い選択肢の中から、どれを実行するかを決める。

(経済産業省による)

費用はだれが負担すべきかの議論がある。この点においても人々が不透明な将来を見るために、それぞれの知恵を総合化するために協力すること、しかも、事前に協力することの評価がクローズアップされる。予防原則と共謀罪の成立によるジャッジの公平性は大変に重要である。

わが国における環境問題のスタートは公害問題からと考えると、現実を確認し、自らの生存権に基づく異議申し立てが環境対策の基本と考えてしまいがちであるが、環境の恵みを享受する権利からと考え始めると現実には起こっていない将来を予測することを基本としなければ、合理的な環境保全はできないということになる。

環境権は、改めて、幸福追求権と生存権に立脚していることの複雑さを思い知らされる。

5. 環境対策費用の負担

実現するかどうかわからないことが起きる確率、リスクが起きる確率など不確実性のあることが起きる可能性はわかっても、実際に起こるかどうかわからない。このような場合に、起こるかどうかわからないリスクが起きた場合、その対策費用をだれが負担するのか、天災であれば、自治体が災害復旧費として負担する場合もあり、保険が償う場合もある。

このような場合は、これから述べたい汚染者負担ではなく、社会が負担するケースである。費用の負担者を社会に広く求める考え方である。実際には、予防原則の場合に適用されることが多い。

以上で言いたいことは、予防原則を貫くためには、汚染者負担の原則だけでは限界があるということである。

わが国において汚染者負担の原則 (Polluter Pays Principle) の考え方が浸透したのは1970年代の公害問題への対処からである。わが国では、公害によって健康を損なった人々を汚染企業が補償する時、汚染企業が補償する

考えの原則として理解されていた。予防における費用の負担ではなく、健康を損なった事後対策の費用を汚染者が負担するという考え方である。

先に述べたことと照らしあわせると、社会の負担ではなく、あくまで、汚染者に負担を求める考え方である。良く考えてみると、汚染者が損害賠償責任を負うということで、不確実性の課題を抱える環境問題ゆえの考え方ではない。このあたりの経緯から、わが国における公害問題は環境問題としての解決ではなく起因者と受害者との因果関係に基づき解決されたとの考え方もある。

実は、汚染者負担のわが国における解釈は世界的にみて特異なケースである。

1972年 OECD 理事会において勧告された汚染者負担の原則は、外部不経済対策に費用を内部化し、市場メカニズムの効率性により内部化された費用も転嫁された取り引きで環境対策費用の負担方法を明らかにすることを目的にしていた。外部不経済には未然防止、予防費用も含まれている。汚染者負担の原則で負担する費用は OECD は事前及び対策費用が対象であるのに対して、わが国では事後費用である違いがある、OECD の考え方では、事後費用の環境対策は因果関係により損害賠償ルールに基づくことになる。

損害賠償ルールに基づく、被害を被ったという事実があればルールの適用が進む。このようなケースでは、環境権と環境責任の関係は登場しないことに留意しておく必要がある。

ところで、先ほど、OECD の考え方では、汚染者負担の原則は、外部不経済を内部化し、汚染者の費用として市場に供出して市場メカニズムにおいて効率性を追求すると述べた。そして、汚染者が負担する費用を市場に供出して取り引き先に転嫁すると述べた。つまり、OECD の汚染者負担の原則では、汚染者はあくまで環境対策費用の支払い (Pays) 者であるが最終的な負担者ではないということになる。

OECD の汚染者負担の原則では支払いが必ずしも負担にはならない。(わ

が国が公害問題で適用した汚染者負担の原則は支払い者がイコール負担者であり、環境被害者は賠償金として受けとるだけであり、汚染者が支払った費用が転嫁されるわけではない。)

このように、わが国と OECD の汚染者負担の原則適用の違いを理解すると OECD の汚染者負担の原則の適用では、環境対策費用の取り引きが汚染者である企業の製品の取り引きとともになされていることになる。汚染者負担の原則の汚染者は最終消費者ではなく市場で取り引きをしている企業、工場など市場取り引き者が対象となっているとともに、市場における権利と責任がはっきりしていることが必要であることが理解できる。

権利と義務の関係に基づく市場メカニズムで環境対策の負担額が決まることになる。(ということは、汚染者負担原則では必要な環境対策費用がすべて負担されない場合もありうることになる。)

そして、市場における製品などの取り引きと環境費用の取り引きを分離することも可能である。環境費用だけの取り引きは環境権に基づく取り引きであり、結局、汚染者負担の原則においては環境権が設定されていることが理解できる。

しかしながら、予防原則に際しての環境対策費用の負担は汚染者負担の原則だけではなく不確実性が大きすぎるため、社会負担の原則により、負担者を増やし、一人あたりの負担額を小さくする、即ちリスクシェアにより費用分担する考え方もある。

社会負担の原則は、その他、地球、どこでもが汚染源である地球温暖化のような汚染者を特定できない公共財のような性質の環境問題の費用負担にも適用される。

社会負担の原則においては、必要な環境対策費用から負担額が割りだされるため、必要な環境対策費用に満たない費用だけが市場メカニズムにより負担され、負担されない環境対策費用が生じることは避けることができる。

環境対策費用の負担方法には、その他、受益者負担の原則もある。環境の

恵みを受ける者が恵みの価値に比例して環境対策費用を負担する原則である。

未然防止原則のもと、自動車、家電のリサイクル法によって、最終消費者が廃棄物処理費を負担するのは、受益者負担の原則に基づいている。

自動車、家電が動脈から静脈に移ると、この廃棄物処理費に基づき廃棄物処理されることになるが、静脈の市場形成が十分ではないのは、動脈における廃棄物処理費の負担から静脈に移ってその処理費が使途される時に混乱が起こるからである。この負担責任と処理費を使途できる環境権が整備されればこのあたりの課題は解決されると思われる。

6. 所有と共有、支配の複合

不確実におおわれている環境に対する人々は自らの支配権を明確にし、環境のもとでの人々の関係秩序の基準としている。所有権はその支配権の代表である。環境権を検討する場合にはその所有権をベースに環境権と所有権の相互関係に注目することが重要となる。

しかしながら、社会経済には私的所有を成立させない、あるいは成立することの出来ない領域がある。だれもが所有しない領域の場合と私的所有が重なる領域である。とくに、前者については、地球上でも人々が踏み入ったことのない空間はたくさんある。また、人々が混み合うなかでも sanctuary 聖域として人々が立ち入らない人々のルールを設定しているところもある。自然環境は公共財と考えるケースである。もともと、この領域について、やがて所有権が及ぶ場合を想定して、新規参入のルールを人々が合意しておく必要もある。地球温暖化の進行に伴い北極海の管理、あるいは地球を越えやがて人間が辿りつく宇宙の環境などの問題が生じている。一方、後者については、人々の所有権が複雑に重なる共有地が典型的事例である。

社会の歴史では、このような支配が不安定で、あるいは重なりあう空間に

は、混乱が生じないように人々は固有のルールを定めてきた。そしてそのルールを守らない人、知らない人はその空間から排除される傾向があった。

そして、そのルールが不備であればコモンズの悲劇がおり、環境破壊が進む歴史を繰り返している。このような経緯をみると、人々の支配関係を確認しあうためには、所有権ではなく、環境に対する人々の支配の調整ができると環境権への期待が高まる。

所有権に対抗する立場から環境に対する人々の支配の概念も持ちだして支配の調整が必要となる事例として、所有権と景観権の調整の問題がある。東京都国立市の高層マンションの土地所有開発業者に対して、周辺の住民は景観権による支配から建設差止訴訟が起きた。

入会権は、利用権を根拠とした複数の利用権者による共同占有の考え方である。所有権の重なる共有に関しては、共有（狭義）、合有、総有があり、入会権の入会地は総有の概念により、所有に準じる利用の権利と義務を理解することができる。

「共有」の分類

		構造	処分	参入・退出
共有 (広義)	①共有（狭義）	私有権の積み重ね (区分所有権)	それぞれの分離された私有権に権限	分離された私有権の自由
	②合有	組織もとの運営、 処分（クラブ財）	組織（委員会）に 権限	組織（委員会）の 合意による
	③総有	公共財 (里山, 里海)	組織の代表に権限	自由ないし組織への 届出
自由財 慣行による使用权	公に権限		自由	

※乱獲、乱伐は総有、自由財においておこる（コモンズの悲劇）（大澤正治作成）

共有（狭義）は、それぞれの所有が所有権となるので、もっとも支配が明確になるが、全体は個々の所有権をただ寄せ集めただけであるので、全体としての処分などの意思の統一は難しい。区分所有権から構成されるマンショ

ンの修繕，処分は様々な問題が表面化している。

なお，共有（狭義）では所有権を相続することができるように，個々の所有権は個々に処分され引き継がれるが，全体に関するルールの引き継ぎは現実にはなかなか難しい。

共有（狭義）が所有権であるのに対して，総有は利用権であり，その中間の合有は，所有権の性格をもつ場合から利用権をもつ場合まで様々である。

合有は全体管理がしっかりしていて，メンバーシップ制によりメンバーをもたない者に対する排除性もち，メンバーを保護している。全体の処分にあたってはメンバーシップの合意による。メンバーシップの合意におけるメンバーの発言権など支配力は様々であり，共有（狭義）に近い合有もあれば，総有に近い合有もある。

総有は広範囲に開放された利用であり，利用するための利用権をえるための参入，退出の自由度は高い。しかしながら，利用権を根拠とする支配力は，共有（狭義），合有に比べると弱い。全体に関する意思決定に利用権者の支配力は及びにくい。従って全体の支配力は特定の者に集中する傾向がある。総有の代表入会地であると述べたが，入会地にも，それぞれ入会地の管理者によって私有地入会，公有地入会，国有地入会がある。公有地入会，国有地入会は公共財の性格もあるが，大事なことは，全体の管理責任がだれにあり，その管理が果たされているかどうかである。

国立公園等自然公園は総有の概念で公的に管理を行っていることになる。

環境は公共財だと考えることには，人々には利用権があると考えられることになるとともに，公共財の管理はだれかの答えをえておく必要がある。そして，管理のためのルールはどのように整備すべきかについて考えると，ルールを守るべき利用権者の権利と義務の関係を考え，利用権者間の調整の重要性に辿り着く。ここにも環境権の概念による調整の有効性を求めたい根拠がある。

個々の所有権が重なり，様々な支配力が重なる場合，所有権を制御するこ

とで、環境保全が進むことになる。その調整は、憲法29条の財政権と公共の福祉の関係が手本になると考えられる。公共の福祉を環境に置き替えることであるが、「環境」が「公共の福祉」と異なる点は、影響がもたらされる時間、地理の違いを考え合わせる必要があることである。

- [憲法29条] 財産権は、これを侵してはならない。
2. 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。
 3. 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

以上、所有権を基礎として共有に関する議論を続けてきたが、振り返ると、所有権がなくとも受益する権利があると考えることができる。所有権がなくとも受益する権利は利用権である。環境と人間との関係は、所有に基礎をおかなくとも、人々は環境との係わりで暮らしていくことになる。

国有も所有であるが、私有制度のない国有による社会においても人々は環境の恵みを受け、環境にまもられている。一人一人の個人を基軸に考えても、所有していなくとも利用により人は環境との関係を維持していることになる。このように考える場合、「利用」は「環境権」に保障され、他人の所有権に対抗することになる。しかしながら、利用はだれもができることか考えてみる必要がある。北欧において、所有権にかかわらず利用できる万人権という考え方がある。万人権とは、総有、公共財に関する利用である。

このような考え方では、所有がだれの所有か（私有か他人の所有か）にかかわらず、利用できることになるが、だれの所有であっても、所有との関係があるかないかによって利用の権利と義務は同じではない。例えば、その地域に住んでいる人の利用とアウトサイダーの利用は必ずしも同じとは言えないと考える考え方である。環境に関する権利と義務が対をなしている人の利用と対をなしていない人の利用の違いである。

環境権を明確にすることで所有権をもたなくとも利用が進むことになる

環境に関する権利

が、利用が進むにつれ、内なる人の利用と外なる人の利用を仕わけし、管理調整することで環境をめぐる混雑を避けることができる。

もつとも、この仕わけは排除性を強めることにもなる。排除性の強まりを警戒するならば、メンバーシップとビジターの共存をはかるクラブ財の発想を活用する方法がある。

7. 環境権と憲法

憲法で環境と人間の関係について規定し、国民が環境権を有することを明確にしている国は少なくない。

各国の環境の状態、人間の社会の構成及び歴史的背景を考え合わせながら、わが国での環境権憲法論議を参考にすることができる。

国が憲法において明らかに規定している環境と人間の関係は、国民が環境によって守られることと、環境を利用、享受することであるが、そのどちらか、あるいはその両方を環境権の対象とするかは国によって様々である。

韓国では憲法が第35条第1項で、「すべて国民は、健康かつ快適な環境の下で生活する権利を有し、国家および国民は、環境保全に努めなければならない」と国民が環境によって守られるべきことを規定している。これを受けて、同条第2項は、「環境権の内容および行使に関しては、法律で定める」としている。

また、スペインでは、憲法第45条第1項に環境権に関する規定を設け、「何人も、人格の発展にふさわしい環境を享受する権利を有し、およびこれを保護する義務を負う」と定めている。これらの規定では、国民が環境を利用できることを明らかにし、あわせて環境保護の義務の側面にも言及している。

フランス共和国憲法は、前文で2004年の環境憲章に言及しており、この環境憲章の第1条が、「各人は、均衡がとれ、かつ健康が大切にされる環境

の中で生きる権利を有する」と規定している。フランスの特徴は、第7条で「何人も、法律の定める要件および限度内において、公の機関の保有する環境に関する情報を入手する権利、ならびに環境に影響を与える公的決定の策定に参加する権利を有する」と環境対策へ参加できることと情報入手の公平性について定めていることである。

ロシア連邦憲法の第42条は「各人は、良好な環境およびその状況に関する信頼に足る情報に対する権利、ならびに生態学的な権利侵害による健康または財産に生じた損害の補償に対する権利を有する」と規定している。

環境に関する憲法の規定として、環境権以外にも、国家等の環境保護義務の規定や、国民の環境保護義務の規定等を明らかにしている国もある。

国家の環境保護義務の規定に関しては、国家の保護義務が、公共の利益ともいえる環境に及ぶことになり、国家の任務としてもふさわしいといった点が根拠となっている。国家の環境保護義務の規定から、より具体的かつ様々な環境保護のための義務が派生してくる可能性があり、国家の環境保護義務の規定も内容次第では、環境保護のために国がとる措置を一方的に正当化するという意義を持つだけになる恐れもある。なお、わが国では、環境問題について廃棄物処理について伝染病防止の観点も起源として考えた歴史もあり、憲法第25条第2項は、「国は、(中略)公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国家の環境保護義務に近い形で規定している。

一方、国民の環境保護義務については、国民の日常の活動も環境汚染をもたらす原因の一つであり、環境権と国の環境保護義務だけでなく、国民の義務規定も必要ではないかという考え方もあり、憲法で明らかにしている国もある。もっともこの義務については、国民の環境保護義務の規定によって、環境保全の責任の所在が拡散してしまう可能性もあるとして、憲法上の国民の環境保護義務に関して、国民の義務と規定しない分野の責任はだれが負うのか等否定的な見解もある。

国民の環境保全責務は規定せず、国家の環境保全義務のみを規定している

環境に関する権利

国は、中国、ドイツなどである。国民の環境保全義務のみ規定している国としてチェコがある。

各国憲法における環境規定

	環境権	国家の環境保全責務	国民の環境保全責務
大韓民国	○	○	○
スペイン	○	○	○
フィンランド	○	○	○
フランス	○	○	○
ポルトガル	○	○	○
ロシア	○	○	○
ノルウェー	○	○	×
チェコ	○	×	○
ベルギー	○	×	×
スイス	×	○	○
スウェーデン	×	○	×
ドイツ	×	○	×
中華人民共和国	×	○	○
デンマーク	×	×	×
米国	×	×	×

大澤正治作成

なお、わが国では、環境保全の国と国民に責務の関係について、環境基本法の第6条から第9条にかけて、国、地方公共団体、事業者、国民という各主体の責務について規定し、同法第19条では、国の様々な施策の策定等にあたっての環境保全についての配慮を定めている。

国について、同法第6条は「国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めている。

国民については、同法第9条第1項が「国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない」とし、同条第2項で「前項に定めるもののほか、

わが国の環境に対する国民の責務（大澤正治）

	責任のあり方	国民の責務
環境基本法	国：環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務 地方自治体：区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務	環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。国または地方公共団体の施策への協力
循環型社会形成推進基本法	国：循環型社会形成の基本的、総合的な施策を策定し、実施する責務 地方自治体：区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務	適正に循環的な利用が行われることを促進するように努めるとともに、国または地方公共団体の施策への協力 循環の利用を行う事業者へ循環資源を引き渡す等協力する責務
環境影響評価法	土地の計上の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施にあたりあらかじめ環境影響評価を行うこと。 国、地方公共団体、事業者及び、国民は、それぞれの立場で、事業の実施前における環境影響評価に努める。	
景観法	国：総合的に策定し、実施する責務 地方自治体：その区域の施策を策定し、実施する責務	住民：良好な景観の形成に積極的な役割をはたすように努めるとともに、国、地方自治体の施策に協力

大澤正治作成

国民は、基本理念ののっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する」と定めている。協力することの責任を見極めることは実は容易ではない。

わが国では、多くの環境対策について、国が実施する責任をはたす環境政策に国民が協力する位置づけにある。わが国憲法に環境権を明確にするならば、環境対策における国民の自助責任と権利を再検討し、この位置づけを見直すことになると考えられる。その鍵は国民の「協力」の解明にあると考える。ここのところが環境権の憲法論議の論点の一つである。

環境権の憲法論議で次に検討しておきたいことは、現在わが国において、環境権は現在、国民の基本的な人権の一面であると広く解釈されているが、差止め請求権などの根拠となる私法上の権利として認められていないことにつ

いてである。

環境権が基本的人権として認められているのは、環境権を社会権として容認しているからで、その具体化が立法、行政の政策にゆだねられている。

しかしながら、環境権は個人が良好な環境を享受するためであるとの前提に立つと、環境権が求める「良好な環境」の感覚、考え方は個人によって差があり、あるいは環境と人間の距離及び環境と人間の相互的關係いわゆる環境容量によっても差があり、抽象的であり、「公共性」が発揮されにくいことから私法上認められる規範とはなりえなかった。民事法上の権利としては、差止請求権が認められる根拠は人格権に求め、環境権を持ち出しすることにはならなかった。いわゆる公害問題をこの考え方でわが国は乗り越えた経験を有している。

さらに、基本的人権として環境権をとらえるならば、景観権など環境問題の外部性に起因する権利調整の難しさへの対処も環境権の憲法論争の論点の一つである。

憲法第29条に定める公共の福祉を財産権より優先する定めのような、見えないゆえに重なる権利を調査する規範を憲法で明らかにするには、環境問題の外部性は複雑すぎて、外部性が正であるか負であるかの判定も難しいことを認識しておくべきである。

もう一点、環境権の憲法論議の基本的論点として、環境とは何か、自然環境と人間の関係において自然環境の代理権を人間に与えるかどうかの環境権で扱う「環境」の範囲の問題がある。

環境には自然環境だけではなく、人間の係わり（人間による工夫）により（人間からみればの概念であるが）付加価値が高まるに従って社会的環境、さらに文化的環境がある。

人間が立ち入ったことのない自然環境の範囲において人間が環境保全を訴えることが信ぴょう性があるかどうかから考え始めれば見通しの兆しをみることができる。環境保全のために稀少生物の代理権を人間がもつことと自然

環境に人々が守られる権利の相互性を考えることが重要となる。その際、人間がどう暮らすかについても考える必要がある。人間が立ち入ったことのない自然環境に挑む挑戦家にはその挑戦を敬うことのできる人々のサポートが不可欠であると考ええる。

人間が環境に付加価値をつけてきたと言っても、人間が環境を支配できる現実がいつやってくるのか冷静に考えてみるのが重要である。

以上、環境権の検討を機会に、環境と人間関係を様々、考えたが、結論として、環境権の原点は、環境を保全するためではなく、環境と人間関係でもなく、環境の舞台に登場する人間と人間関係ではないかと考える。

人間と人間の関係ということは、人間一人一人の暮らし、行動であり、その源の思考に帰着する。

憲法において環境権をどう考えるかは基本的人権をどう考え、見直すかを前提としていることになる。様々な観点からの基本的人権の現代に適合する見直しを伴わなければ環境権の憲法論議は進まないと考えたい。

とくに、環境の大きさや強さを考えると、人々が価値を高めるために共有を目指す団結権、環境と人々の関係の範囲を深めるか広めるかの観点から定住権と移動権などの諸権利に関する自由の保障が焦点になると考えたい。

参考資料

- ・大阪弁護士会環境研究会『環境権』日本評論社、1970年
- ・大塚直『環境法』有斐閣、2006年
- ・淡路剛久『環境権の法理と裁判』有斐閣、1980年
- ・松本昌悦『新しい人権と憲法問題』学陽書房、1984年
- ・山村恒年、関根孝道編『自然の権利』信山社、1996年
- ・宇沢弘文『社会的共通資本』岩波書店、2000年11月
- ・「環境政策における予防的方策・予防原則のあり方に関する研究会報告」環境情報センター、平成16年10月
- ・「予防的な取組方法に関する国内外の考え方」環境省、平成19年1月

環境に関する権利

- ・日本科学者会議・日本政策学会編「環境・安全社会に向けた予防原則・リスク論に関する研究」ほんの泉社，2013年6月
- ・中山充『環境共同利用権』成文堂，2006年

